

第2次石巻市総合計画



基本計画（答申案）

（令和3年度～令和7年度）

目 次

第1編 総合計画について.....	1
第1章 総合計画について.....	2
(1) 総合計画の概要.....	3
(2) 総合計画の構成.....	4
(3) SDGs との関係.....	5
(4) 総合計画策定の経過.....	6
(5) 計画の推進.....	8
第2編 総合計画基本計画.....	9
(1) 施策体系.....	10
第1章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち.....	11
第1節 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実.....	12
1 コミュニティ活動の活性化を図る.....	14
2 地域の均衡ある発展を図る.....	14
3 友好都市等との交流を推進する.....	14
第2節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進.....	15
1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る.....	17
2 国際社会に対応する安心な定住環境を整備する.....	17
第3節 安心して暮らすための地域防災力などの向上.....	18
1 地域防災力の向上を図る.....	20
2 防災情報を発信する.....	20
3 消防機能・交通安全を推進する.....	20
第4節 誰もが平等に生きるための男女共同参画社会の推進.....	21
1 政策・方針決定の場への女性の参画を推進する.....	23
2 社会のあらゆる分野における意識啓発を図る.....	23
第5節 持続可能な公共交通ネットワーク整備の推進.....	24
1 持続可能な公共交通体系を構築する.....	26
2 市民生活を支える公共交通等の維持・管理を行う.....	26
第6節 未来につなぐ震災伝承の推進.....	27
1 震災伝承を推進する.....	29
第2章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち.....	30
第1節 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実.....	31
1 自然環境保全の普及・啓発を行う.....	33
2 生活環境を保全する.....	33
3 再生可能エネルギー等を有効活用する.....	33
第2節 持続可能な社会を目指すごみの減量化と資源循環の推進.....	34
1 ごみ減量化を推進する.....	36
2 再資源化を推進する.....	36

第3節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進	37
1 持続可能な生活基盤整備を推進する	42
2 災害に対する備えを充実させる	42
3 安全安心な公営住宅を提供する	42
4 空き家対策を強化する	43
5 道路整備を推進する	43
6 公園整備を推進する	43
7 下水道等の整備を推進する	44
8 河川・港湾の整備を推進する	44
第3章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち	45
第1節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実	46
1 妊娠から出産、子育て期における切れ目のない支援を行う	48
2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する	48
3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する	49
第2節 生きがいを持ち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実	50
2 介護予防の取組を推進する	52
1 高齢者の生きがいづくりを推進する	52
3 高齢者の生活支援を推進する	53
第3節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実	54
1 障害者の自立と社会参加への支援を行う	56
2 相談・地域生活支援体制を構築する	56
第4節 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進	57
1 健康づくりを推進する	59
2 地域医療体制を充実させる	59
第5節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現	60
1 地域の孤立防止を推進する	62
2 地域で支える活動と在宅医療・介護の連携を推進する	62
3 各種相談事業を充実させる	63
4 各種虐待防止・DV 被害者支援を強化する	63
第4章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち	64
第1節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興	65
1 事業者への経営支援を行う	68
2 就業環境の充実を図る	68
3 地域ブランドを育成する	68
4 中心市街地活性化を推進する	68
第2節 持続可能な水産業の振興	69
1 漁場環境の保全を推進する	72
2 操業体制の充実を図る	72

3	新たな生産体制・原料確保を促進する	72
4	水産物の流通体制の強化を図る	72
5	石巻産水産物のブランド化を推進する	73
6	水産基盤の充実を図る	73
第3節	魅力的な農林畜産業の振興	74
1	豊かな農村環境の再生と農業基盤整備を推進する	77
2	持続可能な農業生産体制を整備する	77
3	豊かで身近な森林を再生する	77
4	石巻産畜産物のブランド化を推進する	77
5	安全で高品質な農畜産物の安定供給体制を構築する	78
6	持続可能な農業経営体を育成する	78
7	農作物の被害対策を推進する	78
第4節	地域資源を活かした観光事業の振興	79
1	地域資源を活用した観光誘客を推進する	81
2	観光振興体制を構築する	81
第5節	企業誘致の推進と新たな産業の創出	82
1	新規及び既存企業への立地などに伴う支援を推進する	84
2	新規創業や第二創業を促進する	84
3	地域資源を活かした産業を強化する	84
第6節	未来の産業を担う人材の確保と育成	85
1	関係機関との連携により人材を確保する	87
2	人材の育成支援を行う	87
第5章	豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち	88
第1節	安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進	89
1	充実した教育を行うための環境を整備する	91
2	安全安心な学校施設整備を推進する	91
第2節	社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実	92
1	学校教育の充実を図る	94
2	外国語教育を推進する	94
3	有能な人材を育成支援する	95
4	就学に係る支援を強化する	95
第3節	いのちを守る防災教育の推進	96
1	心のケアや相談体制の充実を図る	98
2	防災教育の充実を図る	98
第4節	地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進	99
1	地域で支える教育活動を支援する	101
2	青少年の健全な成長を支援する	101
第5節	豊かな地域社会を育む生涯学習の推進	102

1	生涯学習環境を強化する	104
2	読書の推進・環境を整備する	104
第6節	生涯にわたるスポーツ活動の推進	105
1	スポーツ活動を推進する	107
2	スポーツ環境を整備する	107
3	スポーツを通じた交流活動を推進する	107
第6章	市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち	108
第1節	市民に寄り添い信頼される行政運営の推進	109
1	多様な市民ニーズの把握に努める	111
2	市民の関心を高める情報発信を推進する	111
3	情報公開を推進する	111
4	市民サービスの利便性の向上を図る	111
第2節	持続可能な行財政運営の推進	112
3	公共施設の維持管理経費を節減する	114
2	公有財産の有効な利活用を図る	114
1	限られた人材、財源等を最大限活用できる体制を構築する	114
4	自主財源の安定的確保を図る	115
5	健全な財政運営を図る	115
第3編 第2期 復興・創生期間に係る対応方針		116
第1章 第2期 復興・創生期間に係る対応方針		117
(1)	第2期 復興・創生期間に係る対応方針の背景	118
(2)	施策体系	118
対応方針1	災害に強いまちづくりに向けて復興事業を確実に推進する	119
施策1	復興事業を確実に推進する	120
対応方針2	活力ある地域社会の形成に向けて被災者の心の復興を推進する	121
施策1	被災者の心の復興を推進する	122
第4編 地方創生の取組		123
第1章 人口戦略の推進		124
(1)	人口戦略の背景	125
(2)	施策体系	126
対応方針1	安定した雇用を創出し稼ぐまちをつくる	127
施策1	地域産業の競争力を強化する	128
施策2	専門人材を確保・育成する	129
施策3	働きやすい魅力的な環境を整備する	130
対応方針2	絆を大切にし人が集まるまちをつくる	131
施策1	地方移住・移転の推進を図る	132
施策2	若者の地元定着の推進を図る	133
施策3	関係人口の創出・拡大、つながりの継続を図る	134

施策 4	地方への資金の流れの創出・拡大を図る.....	135
対応方針 3	結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる.....	136
施策 1	結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援を推進する.....	137
施策 2	子育て支援の充実を図る.....	138
施策 3	学校教育の充実を図る.....	139
施策 4	仕事と子育ての両立を図る.....	140
対応方針 4	災害に強く安全安心に暮らせる魅力的なまちをつくる.....	141
施策 1	質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図る.....	142
施策 2	資源を活かした地域の魅力づくりを推進する.....	143
施策 3	安心して暮らせる医療・福祉環境の充実を図る.....	144
施策 4	災害に強いまちづくりを推進する.....	145
第 2 章	未来都市の実現.....	146
(1)	地方創生・地域活性化への貢献.....	147
(2)	施策体系.....	147
対応方針 1	コミュニティを核とした持続可能な地域社会をつくる.....	148
施策 1	地域に雇用を生み稼ぐ仕組みを構築する.....	149
施策 2	地域コミュニティによる支え合いを推進する.....	150
施策 3	低炭素社会を実現する.....	151
第 5 編	地区別将来展望.....	152
第 1 章	地区別将来展望について.....	153
(1)	石巻地区.....	155
(2)	河北地区.....	157
(3)	雄勝地区.....	160
(4)	河南地区.....	162
(5)	桃生地区.....	164
(6)	北上地区.....	166
(7)	牡鹿地区.....	168

第1編 総合計画について

第 1 章 総合計画について

(1) 総合計画の概要

総合計画は、本市の全ての計画の基本となり、計画的、効率的行政運営の観点を盛り込んだ長期的視点から市全体の方向性を示す、市政運営の指針となる最上位計画であり、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構造で構成されています。

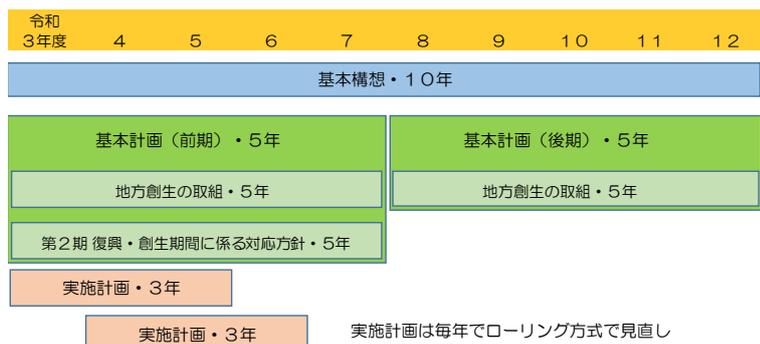
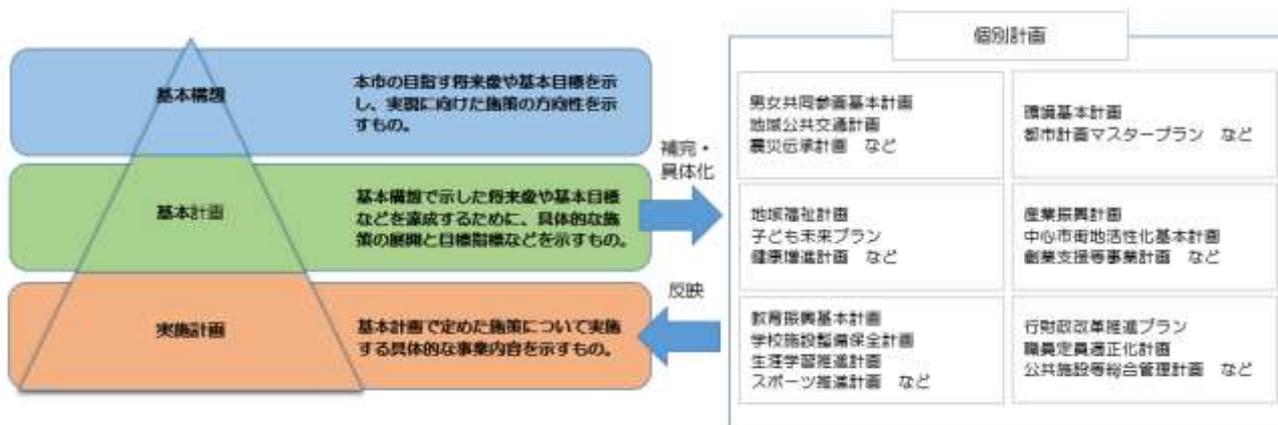
基本計画は、基本構想で示した将来像や基本目標などを達成するために、具体的な施策展開と目標指標を示すものです。期間については、令和3年度から令和7年度までの5年間を前期計画、令和8年度から令和12年度までを後期計画とし、今回は前期計画を策定します。後期計画については、前期計画の実施状況を踏まえ、令和7年度に策定を行います。

なお、本計画に位置づけている「第2期 復興・創生期間に係る対応方針」は、国において、令和3年度以降の復興の取組である「第2期 復興・創生期間」が示されたことから、策定するものです。

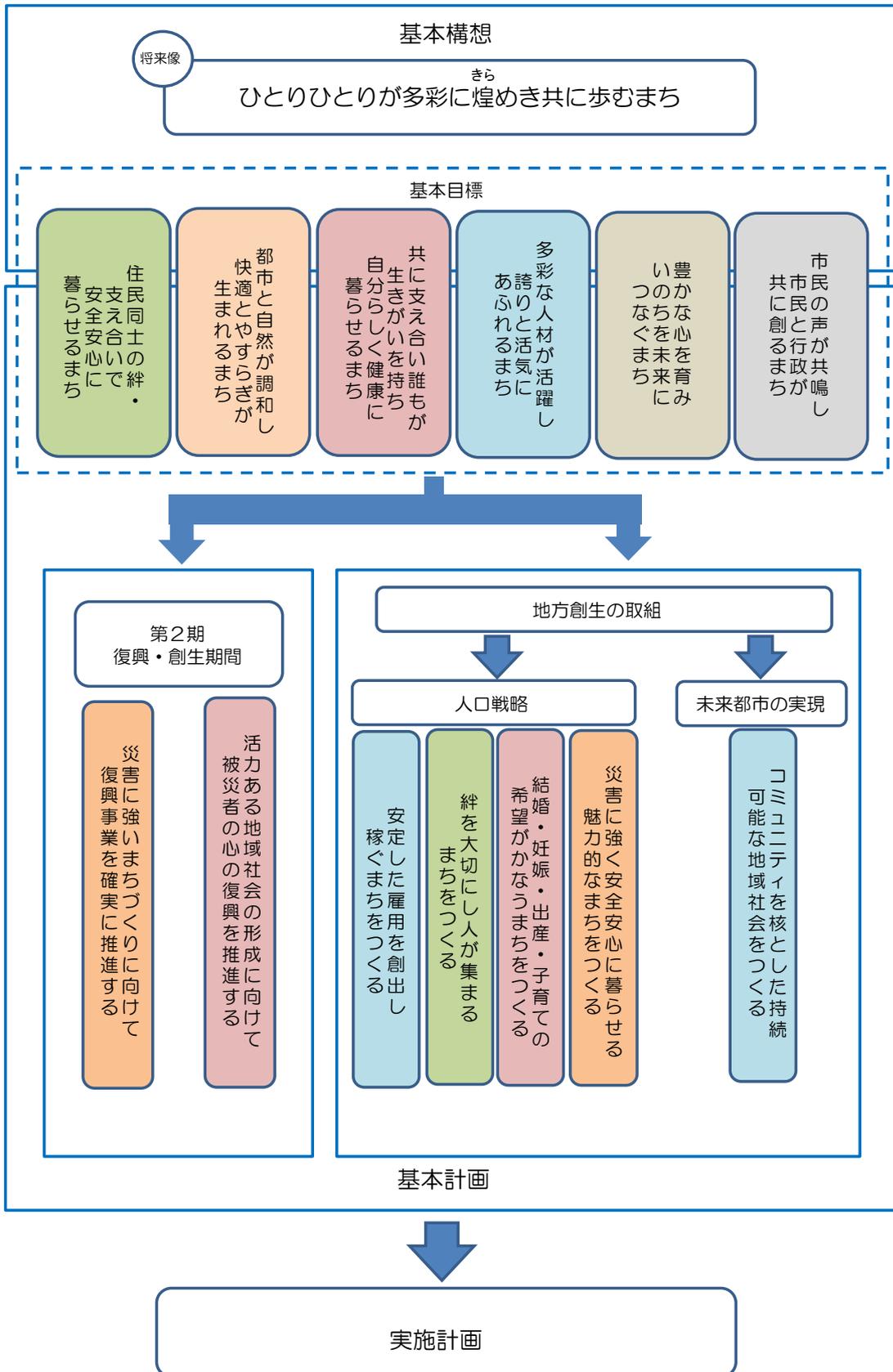
また、本市では人口減少などへの対応を目的とする「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し地方創生への取組を推進してきました。

今回策定する総合計画では、人口減少対策である「人口戦略」及びSDGsの理念に基づき持続可能な地域社会を目指す「未来都市の実現」を基本計画に取り入れることにより、国が「まち・ひと・しごと創生法」に基づき地方自治体へ策定を求めた「地方版総合戦略」に相当するものを総合計画と一体的に策定します。

いずれも、基本計画の中で各分野を横断して重点的に取り組む項目を抽出しており、各種復興事業の完結や被災者支援事業による活力のある地域社会の形成を目指すための施策、地方創生に係る施策を基本計画に盛り込むことにより、将来にわたり持続可能な市政運営を目指すものです。



(2) 総合計画の構成



(3) SDGs との関係

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals=SDGs)」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 のターゲット、232 の指標で構成される国際社会全体の開発目標です。

開発途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本では民間企業において先行して取り組んでおり、各自治体においても取組が広がり、本市においても、この SDGs を原動力とした地方創生の推進に向け、民間企業、金融機関などの多様な ステークホルダー との連携を進め、積極的に取り組んでいくことが必要となっています。

また、本市は、令和 2 年 7 月に SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業 に選定されました。自治体 SDGs モデル事業 については、宮城県内では初の選定となります。

選定された事業概要については、提案全体のタイトルを「最大の被災地から未来都市石巻を目指して」、サブタイトルを「グリーンスローモビリティと「おたがいさま」で支え合う持続可能なまちづくり」と題し、人口減少・少子高齢化に伴う担い手不足や東日本大震災に起因したコミュニティなどの課題に対し、環境保全に資する新産業創出による地域経済の活性化や未来技術を活用した新たな移動手段の構築、高齢者の孤立防止による地域コミュニティの活性化を図り、支え合いで築き上げる持続可能な地域社会の実現を目指すものです。

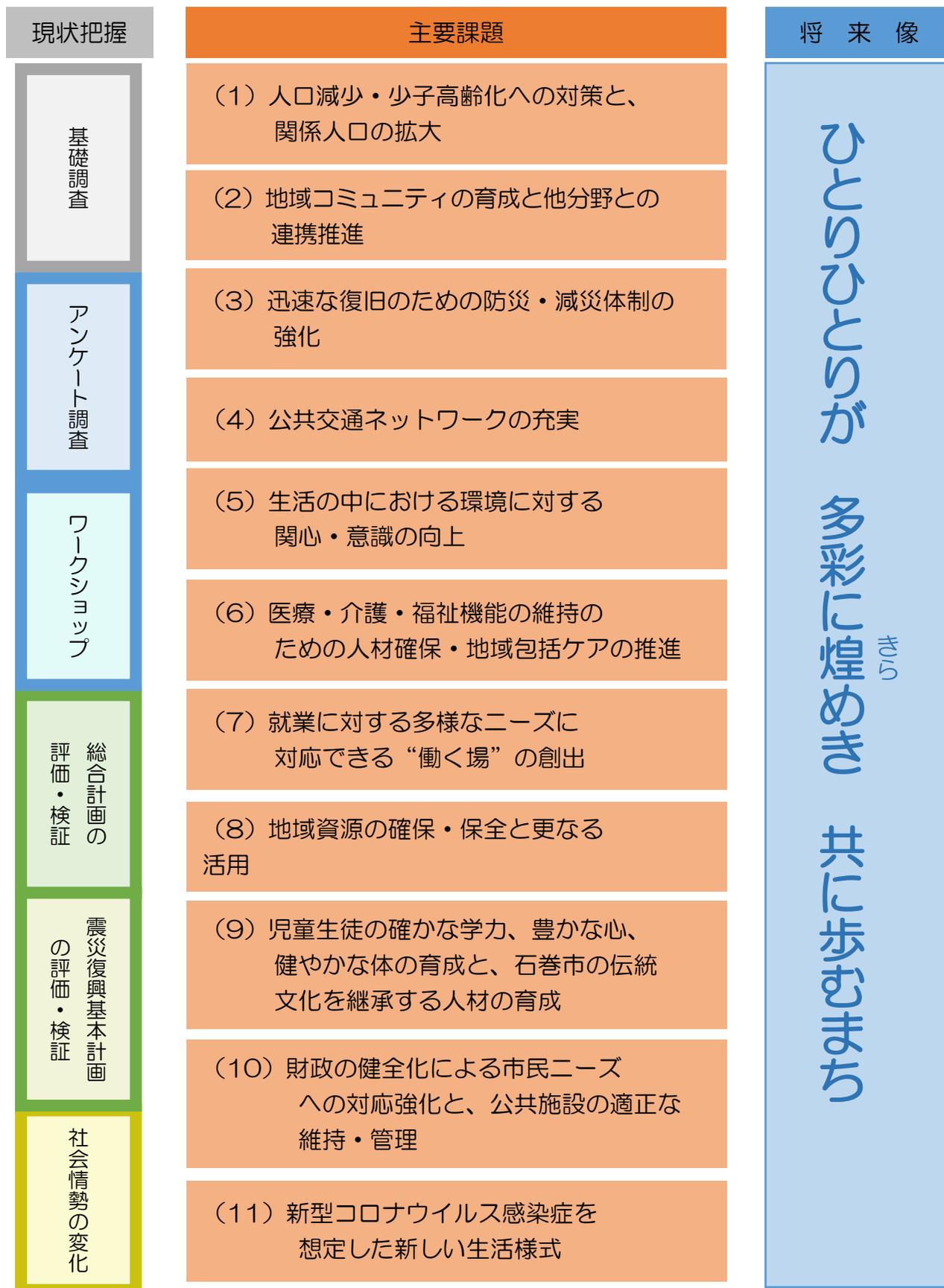
総合計画基本計画の策定にあたり、多彩な地域資源を活用し、課題に対応するために効率的な行政運営を推進することにより、持続可能な開発目標の達成に向けたまちづくりを進めます。

今後も SDGs の普及啓発に積極的に取り組むとともに、多くの ステークホルダー と連携し、自治体 SDGs モデル事業 をはじめ、SDGs に対する取組を推進してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(4) 総合計画策定の経過



基本目標

基本施策

基本目標 1



住民同士の絆・支え合いで
安全安心に暮らせるまち

- ① 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実
- ② 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進
- ③ 安心して暮らすための地域防災力などの向上
- ④ 誰もが平等に生きるための男女共同参画社会の推進
- ⑤ 持続可能な公共交通ネットワーク整備の推進
- ⑥ 未来につなぐ震災伝承の推進

基本目標 2



都市と自然が調和し
快適とやすらぎが生まれるまち

- ① 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実
- ② 持続可能な社会を目指すごみの減量化と資源循環の推進
- ③ 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進

基本目標 3



共に支え合い誰もが生きがいを持
ち自分らしく健康に暮らせるまち

- ① 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実
- ② 生きがいを持ち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実
- ③ 共に安心して暮らせる障害福祉の充実
- ④ 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進
- ⑤ みんなが共に支え合う地域共生社会の実現

基本目標 4



多彩な人材が活躍し
誇りと活気にあふれるまち

- ① 賑わいと活気にあふれる商工業の振興
- ② 持続可能な水産業の振興
- ③ 魅力的な農林畜産業の振興
- ④ 地域資源を活かした観光事業の振興
- ⑤ 企業誘致の推進と新たな産業の創出
- ⑥ 未来の産業を担う人材の確保と育成

基本目標 5



豊かな心を育み
いのちを未来につなぐまち

- ① 安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進
- ② 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実
- ③ いのちを守る防災教育の推進
- ④ 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進
- ⑤ 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進
- ⑥ 生涯にわたるスポーツ活動の推進

基本目標 6



市民の声が共鳴し
市民と行政が共に創るまち

- ① 市民に寄り添い信頼される行政運営の推進
- ② 持続可能な行財政運営の推進

(5) 計画の推進

総合計画の進捗管理は、数値目標の達成状況について、外部委員等による評価・推進会議を実施します。

評価・推進会議を踏まえた、計画（PLAN）、実施（DO）、管理・検証（CHECK）、調整（ACTION）といったPDCAサイクルを確立し、計画を推進します。



第2編 総合計画基本計画

(1) 施策体系

基本計画は、以下の体系のもと取組を展開します。

基本目標		基本施策
基本目標1 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち	住民の日常的なコミュニケーションを促進し、それぞれが信頼できる結びつきを形成しながら、住民同士の支え合いを軸とした防災機能強化や、持続可能な公共交通の構築など、安全安心に暮らせるまちを目指します。	① 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実
		② 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進
		③ 安心して暮らせるための地域防災力などの向上
		④ 誰もが平等に生きるための男女共同参画社会の推進
		⑤ 持続可能な公共交通ネットワーク整備の推進
		⑥ 未来につなぐ震災伝承の推進
基本目標2 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち	道路や上下水道などの生活基盤を充実させるとともに、台風や津波などの災害による被害を最小限に抑える都市の形成や、地球環境と本市の環境のつながりを意識した海、山、川などの自然環境の保全により、都市機能と自然環境が調和した、快適とやすらぎが生まれるまちを目指します。	① 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実
		② 持続可能な社会を目指すごみの減量化と資源循環の推進
		③ 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進
基本目標3 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち	医療・介護の連携や人材確保・育成、健康増進を推進するとともに、子ども、高齢者、障がい者など誰もが生きがいと役割を持ち、支え合う地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアを推進することで、全ての人が自分らしく健康に暮らせるまちを目指します。	① 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実
		② 生きがいをもち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実
		③ とともに安心して暮らせる障害者福祉の充実
		④ 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進
		⑤ みんなが共に支え合う地域共生社会の実現
基本目標4 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち	農林水産業や製造業、観光業など、多様な産業構造と港湾や漁港などの産業基盤が整った本市の特性を活かした産業の振興をはじめ、多様なニーズに対応できる就業環境の整備、地域企業の人材育成の支援により、多彩な人材が活躍できる、誇りと活気にあふれるまちを目指します。	① 賑わいと活気にあふれる商工業の振興
		② 持続可能な水産業の振興
		③ 魅力的な農林畜産業の振興
		④ 地域資源を活かした観光事業の振興
		⑤ 企業誘致の推進と新たな産業の創出
		⑥ 未来の産業を担う人材の確保と育成
基本目標5 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち	子どもたちの学力向上や豊かな心の育成に必要な教育環境を整えるとともに、生涯学習の充実や社会活動参画への促進と、伝統文化を継承する人材育成を推進し、豊かな心を育み、いのちを未来につなぐまちを目指します。	① 安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進
		② 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実
		③ いのちを守る防災教育の推進
		④ 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進
		⑤ 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進
		⑥ 生涯にわたるスポーツ活動の推進
基本目標6 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち	市民が積極的にまちづくりに参画できるように、市民の声を行政運営に反映させる仕組みを構築し、行財政改革や情報発信を推進することで、市民の声が共鳴し、市民と行政が共に創るまちを目指します。	① 市民に寄り添い信頼される行政運営の推進
		② 持続可能な行財政運営の推進

第1章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち

関連するSDGs



第 1 節 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実

現状と課題

本市では、東日本大震災以前からの人口減少に加え、半島沿岸部では東日本震災による市外への転出、内陸部への転居などにより、大幅に人口が減少している一方で、内陸部では半島沿岸部からの転居などにより一部地域に集中して人口が増加するなど地域コミュニティを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、東日本大震災後に新しく住居が形成された内陸部の地域では、地域自治活動や住民同士の交流活動など、地域の活性化が図られる一方で、人口流出が大きい半島沿岸部地域では、地域の担い手不足によるコミュニティの弱体化が懸念されています。

地域コミュニティの維持には、市民ひとりひとりの意識がとても重要であり、住み慣れた地域に安心して住み続けるためには、個人が地域住民としての自覚を持ち、思いやりを持って、周りの住民と共に支え合い、助け合うという意識を育むことが必要であり、SDGs の概念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のためには、多くの市民が地域のために活動しながら、各種課題に地域一丸となって取り組むことが求められており、各地域の課題に対応した取組が必要です。

また、本市では国内 2 市 1 町、国外 2 市と姉妹都市・友好都市協定を締結しています。東日本大震災の発生直後には支援物資などの心温まる支援を頂き、その後も、相互の市民訪問団による訪問事業や、各種事業への招待など、相互の交流を進めています。こうした友好都市などとの交流は、関係人口の増加を促し、地域の活性化に繋がることから、今後も交流を大切にし、関係人口の拡大を図ることが求められます。

施策の体系

第1節 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実

1 コミュニティ活動の活性化を図る

2 地域の均衡ある発展を図る

3 友好都市等との交流を推進する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
地域の自治会活動に参加している市民の割合(単年)	地域協働課	%	-	50

市民が地元自治会活動(清掃活動・行事等)に参加している割合が向上し、地域コミュニティ活動の活性化を図る。

重要業績評価指標(KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
1-1	住民自治組織交付金交付団体数 (累積)	地域協働課	件	4	16
1-2	離島交流人口(単年)	地域振興課	人	88,670	118,826
1-3	友好都市等との交流事業件数 (単年)	地域振興課	件	9	10

1-1 地域自治組織(地域自治システム)の立ち上げを推進し、地域の活性化を図る。

1-2 離島航路利用者数(離島住民ではない渡島者)を増加し、離島の活性化を図る。

1-3 友好都市等(国内外5都市)との交流事業を推進し、地域の活性化を図る。

市民ができること

日ごろから地域の中で世代を超えたコミュニケーションをとることで、町内会や自治組織などの中での自分の役割を認識しながら活動します。また、町内会などの地域組織の情報発信の方法などを見直し、時代にあった地域組織のあり方を検討します。知人と一緒にまちづくりに参加するなど、多くの市民が様々な視点でまちづくりについて考える機会をつくります。

1 コミュニティ活動の活性化を図る

- 地域住民が日常的に集い、人々の生活に根差した地域活動の拠点となるよう集会所などの新築、改修などを支援します。
- 住民自治組織の立ち上げや、住民主体で開催するコミュニティ活動や住民交流事業の開催を支援し、市民ニーズに対応した地域コミュニティの形成を促進します。
- 地域コミュニティの強化、地域福祉や子育て、防災などの様々な分野間での連携を図るため、地域で活動する団体と協働し、コミュニティ活動の活性化を目指します。
- 地域住民の連携により地域の活性化、地域福祉、防災、防犯など幅広い目標に向けて協力できる地域づくりを目指します。
- ICT技術を活用した、幅広い世代がつながる、新たなコミュニティ活動を創出します。

2 地域の均衡ある発展を図る

- 地域の均衡ある発展を目指すため、地域で活動する団体などと協働し、内陸部、半島沿岸部、離島といった地域の特性に配慮しながら、各地域の市民ニーズ把握や地域資源の有効活用を推進します。

3 友好都市等との交流を推進する

- 友好都市などとの交流機会の拡大を推進し、関係人口の増加を図り、地域の活性化を推進します。

関連するSDGs



第2節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進

現状と課題

本市の人口は、平成17年の合併以降減少し続けており、特に東日本大震災により大幅に減少し、平成27年には15万人を下回りました。

近年の転入・転出者の状況をみると、転入者数は東日本大震災後一時的に増加しましたが、その後は減少を続けており、転出者については、変動は見られますが、平成25年以降は減少傾向となっており、人口に対する転出者の割合は近年では約3%と横ばいになっています。

このように、人口減少が社会問題化するなか、持続可能な自治体運営のためには、人口の維持が最も重要な課題であり、地方自治体における人口の維持には、出生による自然増は難しいことから移住・定住の促進による社会増による人口の維持が求められます。

本市における移住・定住者の特徴の一つとして、東日本大震災のボランティア活動などを契機に本市に移住している方が増加しており、さらに、こうした方々の交流関係による移住者が増加することも予想されます。

このように、本市に「移住したい」という意識を醸成することも大切ですが、人口維持を目指し持続可能なまちづくりを推進するためには、その後の「定住したいまちづくり」を実現していく必要があります。

定住したいまちづくりを実現していくためには、移住者自身の安定した生活を確保し、移住者が積極的に活躍できる環境整備に取り組むとともに、地域住民が移住者を地域の仲間として受け入れ、ともに活躍できる風土づくりも必要です。

本市では、平成29年から、「石巻市地域おこし協力隊」を募集し、各地域に根差した取組を展開しています。市内の事業所に従事しながら、地域活動を行うことにより、地域振興及び地域の活性化が図られ、本市への定住を促すことができます。移住者が定住者となるためには、就労面での支援だけでなく、住居の確保など多種多様なきめ細やかな施策が求められており、本市で暮らすことの魅力を伝え、「本市で引き続き暮らして行きたい」と感じさせる取組が必要です。

また、現代社会においては、ボーダーレス化が進み、多種多様なものが国境を越えて行き交う社会となっています。本市においても、近年、外国人住民数が増加しており、外国人相談窓口事業などにより外国人住民が安心して暮らせる取組を継続して実施していく必要があります。

また、東日本大震災を契機に、国内はもとより海外への情報発信が進み、外国人住民だけでなく、インバウンドなどによる国外からの訪問者が増加しています。

こうしたことから、お互いの文化などの相互理解を深める事業を推進するとともに外国人向けの情報を積極的に発信し、引き続き多文化共生に取り組む必要があります。

施策の体系

第2節 少子高齢化に対応する移住・定住の促進

- 1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る
- 2 国際社会に対応する安心な定住環境を整備する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
東京圏から本市への転入者数 (単年)	SDGs 地域 戦略推進室	人	497	550

東京圏から本市への転入者数の増加を図り、本市の移住人数の増加を図る。

重要業績評価指標 (KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
2-1	移住コンシェルジュを活用した本市 への移住人数 (単年)	地域振興課	人	10	20
2-2	外国人相談窓口相談件数 (単年)	地域振興課	件	32	70

2-1 移動コンシェルジュ事業 (移住希望者へのサポート事業) を推進し、移住人口の増加を図る。

2-2 外国人相談窓口 (外国人の生活等相談) の充実を図り、外国人の移住人数増加を図る。

市民ができること

地域の魅力を見つけ地域住民同士で共有し、移住者に対して積極的に発信します。また、地域のコミュニケーションが取れる場を創出し、地域の課題解決に努め、移住者が住みたくなる環境を構築します。

1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る

- 移住希望者のニーズを把握し、本市の魅力を積極的に発信することにより、移住に係るきっかけづくりを推進します。
- 移住希望者が、生活環境や仕事、町内会などの役割について気軽に相談できるような環境づくりを推進します。
- 移住希望者が定住できるよう、住居の確保に係る支援、起業支援や就労支援、医療費補助や出産・子育て支援などに取り組みます。
- 出会いの場や結婚につなげる機会を支援する活動を支援します。

2 国際社会に対応する安心な定住環境を整備する

- 外国人住民が本市での生活で不便をきたすことがないように相談窓口の充実を図ります。
- 多文化共生社会を構築するため、相互を理解・尊重し、共に助け合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を推進します。



第3節 安心して暮らすための地域防災力などの向上

□ 現状と課題

本市では、東日本大震災以降、各種自然災害に対するハード整備などを推進してきました。しかし、災害の規模によっては、ハード面での対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあり、特に近年では、気候変動による短時間豪雨の発生や、大型台風の上陸など、これまでに想定できないような自然災害が数多く発生しています。

これらの自然災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、地方自治体においては、災害時の被害を最小限に止める「減災」に向けた取組を重視していくとともに、要支援者（高齢者や障害者など）の安否確認や避難支援を迅速に行うための「支援体制づくり」が重要です。

その実施にあたっては、行政・関係機関・市民の役割分担を通常時から明確にするとともに、緊急時に地域住民が一丸となって対応できるよう、平常時から自主防災組織などの育成を行い、自然災害だけではなく、火災、交通安全など、常日頃から「自分の命は自分で守る」ことを意識し、市民ひとりひとりが命や生活を守るための意識の向上を図る必要があります。

災害時には、情報の収集がとても重要であり、本市では、気象情報・災害情報などの SNS による配信や、総合防災訓練の実施、保育所や幼稚園、小・中・高等学校での防災教育の推進など、日常的に防災への意識を醸成する事業にも取り組んでいます。

また、災害が発生してからの情報収集も、非常に重要ですが、事前に身の回りの危険な箇所について、情報を収集することも非常に重要です。

こうした情報収集にはハザードマップが有効であることから、本市ではハザードマップの利活用に関する講座なども実施しています。

自然災害だけではなく、火災や交通安全への意識の向上も重要であり、消防団や交通安全指導隊の活動を支援しています。発災時に消防団が迅速に対応できるよう日々の訓練や資機材の整備が必要となるほか、絶えない交通事故・飲酒運転を根絶するため、啓発活動など交通指導隊の活動を強化し、交通安全意識の向上が必要となります。

今後も引き続き、多発する様々な自然災害に対応するため、地域での防災対応力の強化や、市民ひとりひとりの防災に対する意識の醸成を図り災害に対する情報発信を推進する必要があります。

■ 施策の体系

第3節 安心して暮らすための地域防災力などの向上

- 1 地域防災力の向上を図る
- 2 防災情報を発信する
- 3 消防機能・交通安全を推進する

■ 数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
防災訓練参加率(単年)	危機対策課	%	14.98	20.00

防災訓練(市主催一斉訓練)参加率の向上を図ることにより、防災力の向上を図る。

■ 重要業績評価指標(KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
3-1	防災指導員数(累積)	危機対策課	人	297	597
3-2	災害メール配信サービスの登録者人数(累積)	危機対策課	人	10,632	13,132
3-3	消防団資機材整備件数(累積)	防災推進課	件	24	120

3-1 防災指導員数(地域の各種防災指導員)の増加を図り、地域防災力の向上を図る。

3-2 災害メール(市の災害情報メール)の登録者人数を増やし、市民の防災情報の強化を図る。

3-3 消防団の資機材(ポンプ置場、消防車両等)の整備推進し、地域防災力の向上を図る。

■ 市民ができること

家庭や地域で防災について話し合い、地域で活動する団体などと連携しながら、防災について積極的に学ぶとともに、子どもたちに防災の大切さ、必要性を地域、学校が連携して伝え、意識の醸成を図ります。

1 地域防災力の向上を図る

- 地域における防災力の向上、防災意識の醸成を図るため、防災訓練や防災士を養成するための研修など、地域防災に寄与する人材の育成に努めます。
- 自主防災組織が行う活動に対し、防災資機材や防災倉庫設置購入、備蓄食糧の購入、防災訓練などを支援するとともに、災害用物資の配備なども計画的に行います。
- ハザードマップの作成や災害危険箇所などの把握など、防災・減災に繋がる取組を推進するとともに、市民との情報共有を図り、連携と協力による総合的な防災体制を充実します。
- 自主防災組織や地域の防災士の意見を取り入れた防災体制の構築を推進します。

2 防災情報を発信する

- 災害時に必要な情報を市民が取得できるよう、防災行政無線の整備や転入者に対する防災ラジオの配布など、誰もが安全に情報を得られる環境づくりを構築します。
- ICTなどを活用した防災情報の発信などを推進します。

3 消防機能・交通安全を推進する

- 消防団の装備・資機材などを計画的に整備・更新し、災害時に対応できる体制を構築します。
- 啓発活動により、市民ひとりひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに対策の強化に努めます。
- 交通事故のないまちづくりに向け、交通安全対策推進のための活動を支援します。



第4節 誰もが平等に生きるための男女共同参画社会の推進

□ 現状と課題

現代社会では、人口減少や少子高齢化が進み、ひとりひとりの役割の大きさは以前と比較しても増しており、男女がお互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、非常に重要なものとなっています。

本市では、平成17年に「石巻市男女共同参画推進条例」が施行され、これまで「石巻市男女共同参画基本計画」に基づき、政策形成や方針決定の場への女性の参画推進や、地域・学校における男女共同参画の推進に取り組んできました。

しかしながら、本市における審議会・委員会などへの女性委員登用率は依然として低く、政策・方針決定の場への女性の参画はまだまだ不十分であるなどの課題があり、引き続き男性優位の構造変革や女性人材の育成に取り組むことが課題解決のために必要となります。

また、市民意識調査の結果をみると、いまだ固定的性別役割分担の意識にとらわれている場面があり、地域活動や子育て、学校行事への男性の参加が少ない、自治会や町内会役員に女性の登用が少ないなど、日常生活面でも多くの課題があることから、様々な生活の場面において、男女が互いに尊重し、お互いの能力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や、子育てや地域活動における男女共同参画の視点に立った意識の啓発が求められます。

今後はこれらのような取組をさらに推進し、男性も女性も全ての個人が、社会の対等な構成員として、共に責任を担うべき社会を目指す、ジェンダー平等社会の形成を促進する必要があります。

施策の体系

第4節 誰もが平等に生きるための男女共同参画社会の推進

- 1 政策・方針決定の場への女性の参画を推進する
- 2 社会のあらゆる分野における意識啓発を図る

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度(単年)	地域協働課	%	75.8	100

「男女共同参画社会」という言葉の認知度を向上させ、男女共同参画社会への取組を推進する。

重要業績評価指標(KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
4-1	審議会・委員会等に占める女性委員の割合(単年)	地域協働課	%	25.8	40.0
4-2	「育児や家事の役割」について「夫婦同様」との回答割合(単年)	地域協働課	%	54.9	70.0

4-1 庁内の審議会・委員会等の女性委員割合を向上し、男女共同参画社会の構築を推進する。

4-2 各種意識啓発活動等を促進し、家庭内での男女共同参画社会を促進する。

市民ができること

家庭内において、家事や育児を分担し、男女共に働きやすい環境を構築すると共に、男女共同参画に講座などに参加し、知識を深めることにより自分にあったライフスタイルを構築します。また、性的指向・性自認(性同一性)に関する偏見・差別をなくし、多様な価値観を尊重した共生できる社会づくりに努めます。

1 政策・方針決定の場への女性の参画を推進する

- 政策や方針決定の場における女性の参画を推進するため、各種審議会などへの女性委員の登用を推進します。
- 女性が自らの個性と能力を十分に発揮し、指導的立場でも活躍できるよう、女性人材の育成を推進します。

2 社会のあらゆる分野における意識啓発を図る

- 男女共同参画への理解を深めるため、講座、研修、専門性の高い学習機会を提供するとともに、講演会や広報紙の活用、各関係機関などとの連携によるあらゆる世代への意識啓発活動を実施します。
- 父親・母親の疑似体験などを通して、親になるための準備を行い、妊婦への思いやりを育み、命の大切さ、子供を産み育てることへの理解を促すための取組を推進します。



第5節 持続可能な公共交通ネットワーク整備の推進

□ 現状と課題

本市では、平成27年度に都市・地域総合交通戦略要綱に基づいた「都市・地域総合交通戦略」と、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」に基づいた「地域公共交通網形成計画」の両方の機能を併せ持つ計画である「石巻市総合交通戦略」を策定しました。

この計画は、東日本大震災後の復興事業の進展に伴う居住形態の変化、それに伴う市域内での人口移動など、公共交通を取り巻く環境の大きな変化を見据え、地域住民の移動手段確保や利便性の向上を目指した計画です。

特に本市は、面積554.55k㎡の広大な市域を有し、離島もあることから、公共交通ネットワークの重要性は非常に高いものとなっており、各地域の現状に適応した公共交通ネットワークの構築に取り組んできました。

近年では、鉄道の利用者は、横ばいで推移しており、離島航路の利用者数は増加傾向となっています。その一方で、路線バス、住民バスなどの利用者は、一部増加傾向の路線はあるものの、全体的に減少傾向となっています。

持続的に公共交通を維持するためには、市民が通勤、通学、買い物などの日常生活において利用しやすい交通体系の構築や公共交通に関心を持ってもらうための利用促進など市民が「公共交通を利用してみよう」と思える施策を展開する必要があります。

今後は加速する人口減少などにより、地域住民などによる日常生活における公共交通の利用がさらに縮小し、公共交通ネットワークの維持が厳しくなるものと予想されることから、利用率の向上だけでなく、財政収支も考慮した取組が必要です。

本市においては、東日本大震災以降、市街地部や半島沿岸部における新たな観光資源の整備や、半島沿岸部と市街地を結ぶイベントの開催なども増加しています。市外から訪れた観光客にとっても利用しやすい交通サービスを提供するため、観光と連動した公共交通ネットワークの整備を推進する必要があります。

□ 施策の体系

第5節 持続可能な公共交通ネットワーク整備の推進

- 1 持続可能な公共交通体系を構築する
- 2 市民生活を支える公共交通等の維持・管理を行う

□ 数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
公共交通利用者数(単年)	地域振興課	人	361,398	383,631

公共交通(鉄道、路線バス、住民バス、市民バス、航路)利用者数が増加するよう施策を展開し、公共交通利用者の増加を図る。

□ 重要業績評価指標(KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
5-1	公共交通利用促進事業実施回数 (累積)	地域振興課	回	-	10
5-2	公共交通ネットワーク充足率 (単年)	地域振興課	%	100	100

5-1 公共交通利用促進事業(小学生等を対象にした公共交通利用セミナー)を展開し、公共交通の利用者の増加を図る。

5-2 充実した公共交通ネットワークを維持し、利便性の高い公共交通体系を維持する。

□ 市民ができること

自ら積極的に公共交通を活用することにより、持続可能な公共交通ネットワークの構築に努めます。

1 持続可能な公共交通体系を構築する

- 社会の変化や市民ニーズに対応しつつ、財政収支などの経済面も考慮した持続可能な公共交通ネットワークを構築します。
- 子どもたちに公共交通利用セミナーなどを開催し、利用者の増加を目指します。

2 市民生活を支える公共交通等の維持・管理を行う

- 路線バスや住民バス、市民バス、乗合タクシーなど、地域の多様な輸送資源を維持するために、関係団体やバス運行事業者に対する支援を継続します。
- 移動負担の大きい離島に対しても日常生活の足を確保できる取組を推進します。
- 各種観光施策と連携した公共交通ネットワークの構築を推進します。
- ICT 技術を活用した、環境に優しく利用しやすい情報を兼ね備えた新たな公共交通を創出します。



第6節 未来につなぐ震災伝承の推進

現状と課題

本市を含む東北地方の太平洋沿岸部は、古来より多くの地震と津波に見舞われており、大地震発生の可能性が予見されていたにもかかわらず、東日本大震災で多くのかけがえのないものを失いました。

このことから先人の教訓を活かせなかった事実に向き合い、今度こそ災害で命を落とす人、それによって悲しむ人をひとりでも減らしたいという思いから、東日本大震災の経験や教訓を伝える震災伝承事業をソフト・ハードの両面から推進しています。

東日本大震災の記録について、写真データや地図・報道機関への提供資料などの収集・整理を行い、「東日本大震災アーカイブ宮城（石巻市）」として公開を行っています。

また、学術・研究、報道、その他様々な分野において、東日本大震災後から各種資料の収集・保存が行われ、出版、研究発表、企画展などで公開されています。本市では、東日本大震災後の復興の取組や東日本大震災の学びに関する情報・記録の発信、慰霊碑の整備や震災遺構の整備も進めてきました。

ほかにも、東日本大震災の経験を後世へと受け継ぎ、児童生徒ひとりひとりが自らの命を守るため、市内の小・中学校では、石巻市教育委員会制作の防災副読本・実践事例集及び宮城県教育委員会の教材を利用するなどして防災教育にも取り組んでいます。

また、市外からの来訪者に対しては、複数の民間団体や個人が、語り部としてバスなどによる被災地案内、まち歩きなどを通して震災・防災に関する学びの機会を提供しています。

しかしながら、時間の経過とともに防災意識の低下が懸念されています。世界中で気候変動に起因した大規模自然災害が増加し、日本国内でも、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の発生が想定されており、今後も、いつどこで東日本大震災のような大きな災害が発生するか分かりません。

東日本大震災で甚大な被災を経験した本市だからこそできる震災伝承を推進し、経験、教訓を伝え続けることが必要です。

□ 施策の体系

第6節 未来につなぐ震災伝承の推進

1 震災伝承を推進する

□ 数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
震災遺構来訪者数(単年)	震災伝承推進室	人	-	138,000

震災遺構(門脇小、大川小)来訪者数を指標とし、震災伝承を推進する。

□ 重要業績評価指標(KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
6-1	震災伝承施設ホームページアクセス件数(単年)	震災伝承推進室	件	-	50,000

6-1 震災伝承施設のホームページアクセス件数を指標とし、震災伝承を推進する。

□ 市民ができること

積極的に震災の記憶や教訓を、次の世代へ伝えるとともに、震災によって生まれた人と人とのつながりを大切に、支援に対する感謝の気持ちを伝えます。

1 震災伝承を推進する

- 各種震災伝承活動を推進し、東日本大震災の経験や教訓を伝承する活動を推進します。
- 東日本大震災の犠牲となられた方々に対し哀悼の意を捧げるとともに、夢や希望を持ち復興、発展を遂げていく決意を新たにするため、追悼式を開催します。
- 震災伝承施設の活用を啓発するとともに、震災伝承を推進する仕組みづくりに取り組みます。

第2章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち

関連するSDGs



第1節 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実

□ 現状と課題

本市は、市域の約半分を森林が占め、多種多様な生物が生息・生育しており、特に国の天然記念物に指定されるイヌワシのほか、絶滅危惧種に指定される希少生物も数多く生息するなど、豊かな自然環境に恵まれています。また、三陸復興国立公園や県立自然公園など風光明媚な景観資源も多く、これらを地域の貴重な財産として次世代に引き継いでいくため、自然環境確認調査の定期的な実施や、環境に配慮した行動を実践できる環境市民の育成が求められています。

東日本大震災後、本市は復興への取組を進めてきたことから、公共工事や交通量の増加などに対応するための公害対策や、航空自衛隊松島基地の飛行訓練再開に伴う航空機騒音監視対策について、市民の生活環境を保全するため、積極的に取り組んできたところです。市民が快適な暮らしを営むためには、騒音・振動・悪臭など公害対策の徹底を図るとともに、地域における環境美化などの活動も不可欠であることから、市民、事業者、行政が一体となって生活環境に配慮した取組を行うことが求められています。

地球温暖化による豪雨や干ばつなど異常気象は、産業活動などに伴って排出される人為的な温室効果ガスが要因と考えられており、今後はさらに私たちの生活基盤や生態系に大きな影響を与えることが懸念されているため、世界的規模で地球温暖化対策を強力に推進することが求められています。

地球温暖化の有効的な対策の一つとして、再生可能エネルギーの活用が挙げられます。再生可能エネルギーとは、石油や石炭、天然ガスなどの限りのある資源とは違い、持続的に再生することが可能な資源を指し、太陽光や風力などがこれに当たり、利用時に温室効果ガスを排出しないことから、温室効果ガスの削減に大きく貢献するものと期待されています。本市においては、地球温暖化防止に関する啓発や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの有効活用が求められています。

施策の体系

第 1 節 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実

- 1 自然環境保全の普及・啓発を行う
- 2 生活環境を保全する
- 3 再生可能エネルギー等を有効活用する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
CO2 排出量 (単年)	環境課	千 t-CO2	1,322	1,166

地球温暖化を抑制するため、CO2 排出量の縮減を目指し、自然環境の保全を図る。

重要業績評価指標 (KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
1-1	環境イベント、研修等開催件数 (単年)	環境課	件	7	10
1-2	清掃奉仕活動実施団体数 (単年)	環境課	団体	192	220
1-3	太陽光発電システム等補助金交付件数 (累積)	環境課	件	4,602	7,250

1-1 環境イベント（環境フェア等）、研修会（市民講座等）を行い市民に対する意識啓発を図る。

1-2 清掃奉仕活動（自治会等）を実施している団体数を増加させ、衛生的環境を推進する。

1-3 太陽光システムの設置に係る支援に努め、再生可能エネルギーの充実に努める。

市民ができること

身の周りの自然に興味を持ち、保全活動や自然と親しむ機会を作るとともに、再生可能エネルギーや地球温暖化に関する講座などに参加することにより知識を深め、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを積極的に活用し、環境の保全に努めます。

1 自然環境保全の普及・啓発を行う

- 地域の自然環境を調査し、希少な植物群落などの保全に努めます。
- 市民などと協働して各種イベントを開催し、環境保全に関する意識高揚のための普及・啓発活動を行います。
- 自然の魅力を広く伝えるとともに、積極的に環境へ配慮した行動ができる環境市民の育成を目指します。

2 生活環境を保全する

- 地域における衛生害虫などの駆除を支援するとともに、狂犬病予防などに努めます。
- 騒音、振動、悪臭などの各種公害の監視体制の強化を図り公害防止に努めます。
- 清掃奉仕活動や花いっぱい運動などの環境美化活動を推進し、環境美化意識の高揚に努めます。

3 再生可能エネルギー等を有効活用する

- 太陽光発電システムなどの設置に係る支援に努め、温室効果ガス排出の低減を推進します。



第 2 節 持続可能な社会を目指すごみの減量化と資源循環の推進

□ 現状と課題

現代においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を形成し、地球環境に様々な問題を引き起こしていることから、環境への負担ができるかぎり低減された「循環型社会」への転換が求められています。

このことは、単に燃やして埋める処理から、トータルの視点でのごみの減量化と適正処理への転換が求められており、3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の取組による各種施策を展開しているところであります。

この取組により、家庭ごみの排出量は減少傾向にあります。事業ごみについては、東日本大震災後の復興事業の活発化により増加傾向となっています。

ごみ減量化・資源化については、排出者である事業者や市民ひとりひとりの意識で大きく左右することから意識啓発への取組が重要です。

本市においても様々な啓発活動を展開していますが、ポスターの掲示や冊子などの配布だけでは高い効果が得られないため、様々なメディアを活用するなど、有効的な啓発活動を進めていく必要があります。

プラスチックごみによる地球規模の環境汚染への対策が求められている中で、生活様式の変化に伴うワンウェイプラスチックなどの増加も懸念されることから、プラスチックごみの削減に向けて、国県など関係機関と連携した抜本的な取組を進める必要があります。

こうした社会情勢を踏まえ、持続可能な循環型社会の実現に向けて、市民、事業者、行政などの連携のもと、より効果の高い 3R の推進による廃棄物の減量化・資源化の取組を展開していく必要があります。

施策の体系

第2節 持続可能な社会を目指すごみの減量化と資源循環の推進

1 ごみ減量化を推進する

2 再資源化を推進する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
ごみ総量(単年)	廃棄物対策課	t	55,042	47,838

ごみの減量化、資源循環を推進し、ごみ総量(家庭系ごみ、事業系ごみ等)の減少を図る。

重要業績評価指標(KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
2-1	市民一人あたりのごみ排出量 (単年)	廃棄物対策課	g/人・ 日	1,054	980
2-2	家庭系ごみリサイクル率 (単年)	廃棄物対策課	%	12.1	14.9

2-1 市民の意識醸成、再資源を促進し、市民一人あたりのごみ排出量を減らす。

2-2 ごみの分別などを徹底し、家庭系ごみのリサイクル率を向上する。

市民ができること

ごみ捨てのルールを守り、ごみ問題への意識を高め、リサイクルなどを率先して行い、循環型社会につながるライフスタイルの構築に努めます。

□ 施策の展開

1 ごみ減量化を推進する

- ごみ排出に係る調査・研究を行い、本市の特性に応じた対策を推進します。
- ごみ発生抑制に関する啓発活動を進め、ごみの排出量削減に係る市民の意識醸成を推進します。
- 各種助成事業による、ごみの再資源化を推進し、ごみ排出量の削減を推進します。

2 再資源化を推進する

- ごみの分別徹底などを推進し、資源の有効活用を進め、資源循環型社会を構築します。



第3節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進

□ 現状と課題

時代の変化や市民ニーズに対応した住環境と都市機能の整備は、持続可能な自治体運営を推進していくうえで非常に重要な役割を果たしており、安全安心な住環境と都市機能の整備は、市民生活の基盤を担い、市民が快適に暮らすための根幹となるものです。

こうしたことから、地方自治体においては、地域を取り巻く環境、市民が必要としている公共施設機能を把握し、適切な計画を策定することにより、住環境及び都市機能を整備する必要があります。

東日本大震災後も全国各地で大きな地震が発生しており、引き続き地震に対する備えは重要になっています。本市では、木造住宅耐震診断や耐震改修工事の実施をはじめ、住宅の耐震に対する意識向上を図るための戸別訪問による啓発などを通じて、木造住宅の耐震力向上に取り組むとともに、道路に面した危険ブロック塀について、除却費用の一部助成を実施することにより、地震時などのブロック塀の倒壊による事故の未然防止に努めてきました。さらに、近年では集中豪雨により土砂災害が多く発生していることから、被害の軽減に向けて、急傾斜崩壊危険区域の工事を推進しています。

本市では東日本大震災により多くの市民の住家が被災したことから、住まいの再建を推進し、これにより4,456戸の復興公営住宅の整備と、家賃低減化などにより被災者の生活の安定を図る施策を展開してきました。

今後は、人口減少などにより、管理戸数が必要戸数を大きく上回ることが予想されており、東日本大震災以前に整備された市営住宅では、耐用年限を経過した住宅が多くあることから、復興公営住宅などへの移転推進と、耐用年限の経過した市営住宅の用途廃止に取り組み、適正な管理戸数の管理に取り組むことが必要となっています。

近年、適切な管理が行われていない空き家などが年々増加し、地域住民の生活環境に影響を及ぼしています。本市では実態調査、所有者への意向調査、無料相談会などを実施してきました。地域の防犯や良好な環境維持の面から、今後も引き続き、除却や有効活用の推進に取り組む必要があります。

道路・橋りょうは交通の大動脈となり、市民の日常生活や経済活動などを支える非常に重要なものです。本市は東日本大震災により、多くの道路・橋りょうが被災したことから、自然災害などに対応した安全な道路・橋りょう整備を推進してきました。

道路については、三陸沿岸道路が八戸までほぼ全線開通し、石巻から仙台間についても4車線化が実現しました。また、主要幹線道路については、女川・牡鹿方面と石巻女川インターチェンジなどを結ぶ国道398号石巻バイパスが稲井小学校付近まで供用され、国道108号石巻河南道路の計画も進みました。

その一方で、東日本大震災以前からの課題である石巻新庄道路については、事業化に至らず、今後も要望活動を推進し、早期事業化を目指す必要があるほか、市内の道路についても、市民ニーズを把握し適切に整備を推進する必要があるとともに、老朽化対策に努める必要があります。

橋りょうについては、老朽化が深刻であり、建設後50年を経過するものが、10年後には約83%、20年後には約91%に達する見込みであることから、長寿命化への取組が急務となっています。

幅員4m未満の狭い生活道路について、緊急時の市民の安全確保などのため、当該道路に接する土地の所有者などが実施した拡幅整備に対して、工事費用の一部助成を実施してきました。今後も、安全で良好な市街地形成と住環境整備を図るため、土地所有者などの理解を求め、拡幅整備を実施していく必要があります。

公園は市民の憩いの場となり、豊かな市民生活を送るうえで重要な施設の一つです。東日本大震災による公園施設災害復旧事業や区画整理地内に整備された公園の増加となりましたが、市民ひとり当たりの公園面積は11.7㎡と、全国の10.6㎡と比べると同水準、宮城県の19.4㎡と比べると低い水準となっています。良好な都市環境を形成するため、求められる公園機能に配慮しつつ、長期的な観点に立って公園を計画的に整備していく必要があります。

その一方で、施設の老朽化が進んでいる公園が増加傾向にあることから、計画的な施設の修繕により長寿命化に取り組む必要があります。

下水道施設は、降雨時の冠水被害の防止や衛生的な生活環境を維持するために必要不可欠な施設です。

雨水排水施設は、東日本大震災による地盤沈下の影響から降雨時の冠水が問題となり、整備を推進してきましたが、近年の大規模な台風や集中豪雨の発生で排水施設の重要性が以前にも増して高まっており、施設の早期完成を目指す必要があります。

汚水は、下水道普及率が令和元年度末時点で72.2%と、全国平均の79.7%や宮城県平均の82.5%と比べて低い水準です。

引き続き下水道事業を推進するとともに、下水道整備地区以外の地区では浄化槽の設置を促進し、生活環境の向上を推進する必要があります。

本市の河川は、治水対策、都市環境及び生活環境の保全のうえで重要な役割を果たしており、引き続き機能充実を図るため、今後も関係機関と連携し北上川下流域の河川整備を推進する必要があります。

港湾については、東日本大震災により甚大な被害を受けましたが、石巻港では災害復旧工事が完了し、全ての埠頭が利用可能となりました。また、平成24年には国際拠点港湾「仙台塩釜港(石巻港区)」として新たなスタートを切りました。今後も関係機関と連携し施設整備と利活用を推進する必要があります。

第3節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進

1 持続可能な生活基盤整備を推進する

2 災害に対する備えを充実させる

3 安全安心な公営住宅を提供する

4 空き家対策を強化する

5 道路整備を推進する

6 公園整備を推進する

7 下水道等の整備を推進する

8 河川・港湾の整備を推進する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
住み続けたいと思う市民の割合 (単年)	SDGs 地域 戦略推進室	%	81.0	85.0

住環境・都市機能の整備を推進し、本市に住み続けたいと思う市民の割合を増やす。

重要業績評価指標 (KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
3-1	立地適正化計画進捗率(累積)	都市計画課	%	-	100
3-2	危険ブロック塀等除却事業助成 件数(単年)	建築指導課	件	100	100
3-3	移転計画に基づく市営住宅から 復興公営住宅への移転世帯数 (累積)	住宅課	件	-	110
3-4	空き家バンク登録戸数(累積)	住宅課	件	-	100
3-5	道路修繕予算執行率(単年)	道路第1課	%	90	100
3-6	公園長寿命化更新件数(累積)	都市計画課	件	-	40
3-7	下水道復興事業進捗率(累積)	下水道建設課	%	81.0	100
3-8	石巻港取扱貨物量(単年)	河川港湾課	万t	395	500

3-1 立地適正化計画(コンパクトシティ・プラス・ネットワーク)の進捗により持続可能な生活基盤を整備する。

3-2 危険ブロック塀等除却事業助成件数を増加させ、災害に対する備えを充実させる。

3-3 既存の市営住宅から復興公営住宅への移転件数を増加させ、安全安心な公営住宅を提供する。

3-4 空き家バンク(空き家物件情報をHP上などで提供する仕組)の登録戸数を増加させ、空き家対策を強化する。

3-5 道路修繕予算の執行率を向上させ、道路の整備を推進する。

3-6 公園長寿命化(維持・補修等整備)を目的とした整備を推進する。

3-7 下水道復興事業(地盤沈下等による雨水排水設備事業等)を推進する。

3-8 国・県等、関係機関と連携し、石巻港の取扱貨物量を増加させる。

□ 市民ができること

公共施設を積極的に利用し、利用した感想などの情報を発信することにより、施設サービスの向上や、利用者数が増加するよう努めます。

□ 施策の展開

1 持続可能な生活基盤整備を推進する

- 石巻市都市計画マスタープランに基づき、都市機能が拡散することのないコンパクトな都市拠点の形成とそれらをネットワークする都市づくりを推進します。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての人々が住みやすいまちづくりを推進します。

2 災害に対する備えを充実させる

- 木造住宅の耐震診断と耐震改修への支援を推進し、地震時における被害の軽減を図ります。
- 災害時の避難に備え、道路に面するブロック塀の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、危険度の高いブロック塀などの除去を推進します。
- 急傾斜地崩壊危険区域などの災害発生危険度の高い箇所における防災対策工事を促進します。
- 災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援します。

3 安全安心な公営住宅を提供する

- 将来の需要見通しなどを踏まえた、計画的な公営住宅の維持保全を推進します。
- 復興公営住宅入居者の生活の安定確保と、個々の実情に応じた家賃助成などの支援を進めます。
- 既存の市営住宅について、復興公営住宅などへの移転を推進することにより、耐用年限の経過した住宅の用途廃止を進め、適正な管理戸数の確保と復興公営住宅の有効活用に努めます。

4 空き家対策を強化する

- 管理不全状態の空き家については、適切な管理指導を図るとともに、活用可能な空き家については、有効活用に向けた取組を推進します。

5 道路整備を推進する

- 本市と市外を結ぶ広域幹線道路である石巻新庄道路や市内各地域を結ぶ主要幹線道路である国道・県道の整備促進について、国・県などの関係機関への働きかけを行い、整備促進を図ります。
- 地区内の交通の円滑化と防災機能の向上、歩行者の安全性確保、さらには地区外との道路交通体系を形成するための生活幹線道路網の整備を推進します。
- 身近な生活道路について、歩行者の安全性確保や交通の円滑化を図るために、狭隘な区間などの拡幅や歩車分離、側溝の整備などを推進します。
- 私道について、舗装や側溝などの整備を支援します。
- 歩行者が多く行き交う道路や災害時の避難路などについて、バリアフリー化を推進します。
- 道路や橋りょう、トンネルなどの安全性や信頼性を確保するために、計画的な修繕により施設の長寿命化を図ります。

6 公園整備を推進する

- 多世代が利用する都市公園については、利用者のニーズに即した公園施設の整備・充実とルールづくりに取り組みます。
- 公園施設の安全確保と機能保全を図りつつ、維持管理経費の縮減及び平準化を図るため、施設点検や維持管理などの予防保全を計画的に行い、施設の長寿命化を推進します。
- 公園愛護会の結成促進など、地域とともに公園の適正な維持管理に取り組みます。

7 下水道等の整備を推進する

- 近年多発する豪雨災害などから市民の健康と財産を守り、地域の生活環境の改善と公衆衛生の向上を図るために、排水路の整備、雨水排水ポンプの設置などの排水対策を推進します。
- 市街地などにおいて、生活環境の改善や公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上を図るために、公共下水道の整備を推進します。
- 下水道事業の区域外における生活排水流入による公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上を図るために、浄化槽の整備を促進します。

8 河川・港湾の整備を推進する

- 北上川下流域の河川整備の促進及び石巻港の整備・利用の促進について、国・県などの関係機関へ働きかけを行い、整備の促進を図ります。

第3章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち

関連するSDGs



第1節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実

現状と課題

近年、全国的に人口減少、少子高齢化が加速化しています。出生数の減少は、人口減少・少子高齢化問題の大きな原因であり、今後もこうした状況が続くようであれば、将来的に地域社会の持続に支障をきたす可能性があります。

本市の近年の出生数は平成27年までは年間約1,000人程度で推移していましたが、令和元年には787人となり、大幅な減少となっています。本市の合計特殊出生率は、令和元年時点では1.25人と宮城県平均の1.23人より高いものの、全国平均の1.36人よりは低くなっています。

こうした状況を踏まえ、今後も幅広い支援が必要であり、妊娠から出産、乳幼児の各種健診・助成を充実させるとともに、情報発信や相談事業などを行うことにより、安心して妊娠から出産、子育てができる取組を継続して行う必要があります。

さらに、近年では、核家族の増加、地域におけるコミュニケーションの希薄化、子どもを取り巻く環境の複雑化などにより、子育ての孤立化や精神的な負担感の増大などが懸念されるため、地域で子育て家庭を支える環境が求められています。

こうしたことから、子どもたちを心身ともに健全で、かつ地域全体で育てられるよう、子育てに関するアドバイスなどを多方面から受けられる環境づくりや、就業しながら子育てをしやすいよう、地域ぐるみで子育て世帯のサポートができる体制づくりを行うとともに、保育施設の利用ニーズに対応するため、保育士の確保や民間の保育所に対する補助金の助成などにより、課題となっている待機児童の解消を図る必要があります。

妊娠から出産、子育てに関する課題は多岐にわたっています。地域の実情に応じた様々なニーズを包括的に把握し、切れ目のない支援を行うことにより、自分が暮らすまちで安心して子どもを産み、育てることに希望が持てる環境づくりを推進する必要があります。

施策の体系

第1節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実

- 1 妊娠から出産、子育て期における切れ目のない支援を行う
- 2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する
- 3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
合計特殊出生率(単年)	SDGs地域 戦略推進室	-	1.25	1.52

子育て環境の充実を推進する施策を展開し、合計特殊出生率(一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子供の数の平均)の向上を目指す。

重要業績評価指標(KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
1-1	新生児訪問事業(乳児全戸訪問事業)実施率(単年)	健康推進課	%	98.3	98.5
1-2	子育て世代包括支援センター相談窓口設置数(累積)	子育て支援課	箇所	3	4
1-3	保育施設及び放課後児童クラブ待機児童数(単年)	子ども保育課	人	保育施設 12 児童クラブ 170	保育施設 0 児童クラブ 0

1-1 新生児の訪問事業(保健師による生後4ヶ月未満の赤ちゃんがいる世帯への訪問事業)の実施率を向上させ、子育て期の支援を充実させる。

1-2 子育て包括支援センター(子育て相談窓口)の窓口設置箇所を増やし、子育て環境を充実させる。

1-3 保育施設等の待機児童数を減少させ、子育て環境を充実させる。

市民ができること

妊娠から出産、子育てなどに関する知識の情報交換ができる機会を創出し、自分の経験を妊婦や子育て世代に伝えることにより、妊娠から出産、子育てまでの不安を解消するよう努めます。

1 妊娠から出産、子育て期における切れ目のない支援を行う

- 妊産婦や乳幼児をはじめとして、一貫した健康づくりを推進するため、出産育児に関する情報提供・相談体制の整備、乳児健康診査の実施、産婦・新生児訪問指導など、母子保健の総合的なサービスの充実を図ります。
- 妊娠時の異常の早期発見、早期治療などを図り、安心して出産ができるよう、妊婦健康診査の経済的な負担軽減に取り組みます。
- 不妊治療を受ける夫婦の経済的・精神的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に係る経済的な支援を推進します。
- 経済的理由により入院助産を受けることができない家庭に対する支援を実施します。
- 産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業に取り組みます。

2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する

- 妊娠から出産、子育て期までを包括的に支援する子育て世代包括支援センターや産後ケアなどの各種支援事業を充実させるほか、子育て応援アプリなどを活用し、積極的な情報発信に努めます。
- 家庭における家事負担や子育て負担の協力のほか、企業などの育児休業取得に向けた環境整備の協力、地域における子育て家庭への理解促進など、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 児童手当や児童扶養手当、子ども医療費助成など子育て世代への経済的支援の充実に努めます。
- ひとり親家庭への経済的支援のほか、経済的な自立を促進するための教育訓練や資格取得の支援の充実に努めます。
- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパーなどがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行います。

3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する

- 一時保育、延長保育、休日保育、病後児保育、障害児保育、幼保一体化など保育ニーズの多様化に対応した環境を整備します。
- 放課後児童クラブを必要とする子どもがサービスを受けられるよう、利用ニーズにあった環境を整備します。
- 子どもが地域のなかで健やかに成長できるよう、安心して過ごせる子どもの居場所づくりを推進します。
- 石巻市子どもの権利に関する条例に定められている子どもが生まれながらに持っている、安全に安心して生きる権利、自分らしく育つ権利、自分を守り、守られる権利、社会へ参加する権利や適切な支援を受ける権利について、啓発活動を推進します。

関連する SDGs



第2節 生きがいを持ち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実

現状と課題

近年、高齢化が急速に進行し、本市では、新石巻市として合併した年度である平成18年3月末時点での高齢化率は24.2%となっていました。高齢化率が人口の21%を占めている社会は「超高齢社会」と定義されており、本市は合併年度末の時点で既に超高齢社会に突入していたと言えます。

その後の本市の高齢化率は、東日本大震災が発生した平成23年3月末時点を除き上昇の一途をたどり、令和2年3月末時点では33.0%となっています。その要因としては、少子化により高齢者を支える人口が増加しないことによるものであり、現時点で高齢化の進展は避けられない現実となっています。

このような超高齢社会の中、本市ではこれまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅福祉や在宅介護サービスの充実に努めるとともに、老人福祉施設や介護保険施設の基盤整備など各種事業の実施に取り組んでまいりました。

しかし、今後は人口減少や、令和7年には、いわゆる団塊の世代が75歳となり介護サービスをはじめ各種高齢者福祉サービスの需要と供給がアンバランスになることや、サービスの質の確保など様々な課題が予想されており、高齢者が要介護者になることを未然に防ぐ、介護予防に対する取組が以前にも増して重要なものとなっています。

また、高齢者の心身の健康の維持、向上を図るためには、日々の生活の中で生きがいを持って暮らすことが必要であり、高齢者が気兼ねなく地域社会へ参加できる仕組みや地域の貴重な人材として活躍できる場を構築するなど、生きがいを持ち自分らしく暮らせる環境を整備していく必要があります。

施策の体系

第2節 生きがいを持ち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実

- 1 高齢者の生きがいづくりを推進する
- 2 介護予防の取組を推進する
- 3 高齢者の生活支援を推進する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
「生きがい」を持ちながら暮らしている高齢者の割合(単年)	福祉総務課	%	67.7	80.0

高齢者に対する各種施策を展開し、「生きがい」を持ちながら暮らす高齢者の割合を増やす。

重要業績評価指標(KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
2-1	生きがいと創造事業受講者数 (単年)	福祉総務課	人	4,853	6,320
2-2	機能訓練訪問事業訪問延べ回数 (単年)	介護保険課	回	185	480
2-3	高齢者在宅福祉サービス事業利用者件数(単年)	福祉総務課	件	885	1,190

2-1 生きがいと創造事業(60歳以上。創造活動と趣味を活用した生きがいづくりを目的とする講座陶芸、木工など)の受講者数を増加させ高齢者の生きがいづくりを推進する。

2-2 機能訓練訪問事業(訪問指導員による相談、指導等)の回数を増やし、介護予防を推進する。

2-3 高齢者在宅福祉サービス事業(寝具洗濯、バリアフリー補助、タクシー券、電話番号貸与、訪問理美容)利用者数を増加させ、高齢者の生活支援を図る。

市民ができること

高齢者サロンやお茶会を開催し、高齢者だけでなく若者も参加できるような機会をすることにより幅広い世代が交流する機会を創出します。また、住民同士が積極的にあいさつを交わすことなどにより、地域で高齢者を見守る環境を構築します。

1 高齢者の生きがいづくりを推進する

- 地域における各種サロン活動の支援やデイサービス事業の実施により、高齢者の自立生活の助長、心身の機能維持の向上を図るとともに、社会的孤立の解消を目指します。
- 高齢者の余暇を利用した創造的活動や趣味を活用した各種教養講座を実施するとともに、地域における老人クラブ活動の支援を行い、高齢者の生きがいの創出や社会参加を推進します。
- 高齢者の方々を称え、敬老の意を表する事業を展開することで、高齢者への関心を深め高齢者福祉に対する意識の向上を図ります。

2 介護予防の取組を推進する

- 療養上の保健指導が必要と認められる高齢者及びその家族に対し、指導員が訪問し、必要な指導を行うことにより、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ります。
- 高齢者の通いの場を提供する住民主体による自主的活動を支援することにより、高齢者などの社会的孤立の解消、心身の健康保持及び介護予防と地域の支え合い体制づくりを推進します。
- 高齢者を対象に、専門スタッフによる介護予防教室などを実施し、地域で介護予防に関する意識と方法を生活に取り入れることにより、生活機能低下の防止を図ります。
- 認知症が疑われる人やその家族を対象とした早期診断・早期対応に向けた支援や、一般住民を対象とした認知症講演会などを実施します。
- 在宅で介護予防のためのリハビリテーション支援が必要な個人及び住民主体による自主活動を行っている団体などに対し、リハビリ専門職を派遣し、訪問指導、集団運動指導、個別相談を行います。
- 理学療法士と連携しながら、看護師などが在宅で短期集中的に相談・指導を行うことで、高齢者の体力の改善や日常生活動作などの改善を支援します。

3 高齢者の生活支援を推進する

- 住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、きめ細やかな在宅福祉サービスの充実と高齢者と家族への支援を推進します。
- 在宅の高齢者を介護している家族の精神的、または経済的負担を軽減するための支援を行うことにより、在宅生活の継続と向上を図ります。
- ひとり暮らし高齢者などの生活の質の向上を図るため、見守りと配食サービスを提供し、日常の食生活を支援します。
- 在宅のひとり暮らし高齢者の日常生活の安全を確保するとともに、精神的な不安を解消するため、緊急通報システム機器を貸与し、緊急事態に迅速な対応ができる体制を整備します。
- 在宅で日常生活を営むのに支障がある人に対して、心身の状況、その置かれている環境の状況把握に努め、老人ホームへの入所措置を図るなどの支援に取り組みます。
- 判断能力が不十分な高齢者の福祉増進を図るため、専門機関と連携しながら高齢者保護及び権利擁護の支援に努めます。

関連する SDGs



第3節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実

□ 現状と課題

わが国では、全ての人が障害の有無にかかわらず、相互に人格・個性を尊重し、支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指し、障害のある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を推進しています。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」では、障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供など、障害者差別解消に関しての基本的な方向や事項が定められ、様々な取組が進められています。

このような中、本市においても、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」を平成30年4月に施行し、条例の理念に基づき障害者施策に取り組むこととしています。

また、石巻市第3次障害者計画では、「共に暮らし支え合う、自分らしい暮らしを描けるまちへ」を基本理念に、障害への理解の促進と支え合う市民意識を醸成し、障害のある人を取り巻く「社会環境の改善」や「福祉的支援体制の充実」を推進するための施策の方向性を明らかにしています。

こうしたことから、本市では、障害のある人が自立した生活を送るため、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、地域活動支援センター事業などの生活支援や相談支援を行っています。相談支援においては、基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者に対する指導助言、人材育成支援など地域の相談支援体制を強化する取組を行うなど、重層的な相談支援体制を整備しています。

近年は、障害のある人が住み慣れた地域において自立した生活を継続できるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制が求められています。

そのためにも、既存の障害福祉サービスなどの充実を図るとともに、障害に関する理解促進、就労支援や地域生活支援の充実、障害者の社会・文化活動などへの参加に向けた支援、そして地域において住民同士でサポートする仕組みの構築に取り組んでいきます。

□ 施策の体系

第3節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実

- 1 障害者の自立と社会参加への支援を行う
- 2 相談・地域生活支援体制を構築する

□ 数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
障害福祉サービス利用人数 (単年)	障害福祉課	人	1,524	1,800

障害福祉サービス（介護、援護、就労支援、生活援助）の利用人数を増やし、障害福祉環境の充実を図る。

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
3-1	共同生活援助（グループホーム）実利用人数（単年）	障害福祉課	人	210	235
3-2	障害者相談支援件数（単年）	障害福祉課	件	12,649	13,000

3-1 共同生活援助（グループホーム利用より社会参加を促す）の利用者数を増やすことにより、障害者の自立と社会参加を推進する。

3-2 相談・支援体制を充実させ、障害者相談件数を増やし、必要な情報の提供、権利擁護を行なう。

□ 市民ができること

障害者に対する理解を深め、市民が日頃から障害者とコミュニケーションがとれる関係づくりに努めます。また、事業者においては、障害者が楽しく働ける環境づくりに努めます。

1 障害者の自立と社会参加への支援を行う

- 個人の状況に応じ継続した福祉・保健・医療に関する、様々なサービスが受けられるよう各種支援体制の充実を図り、関係機関との連携を推進します。
- 地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、就労支援や日中活動の場を提供します。
- 屋外での移動が困難な障害者の自立生活・社会参加を促進するため、外出の際の移動支援の充実、スポーツや文化活動において参加しやすい場の提供に努めます。
- 障害による差別をなくし、支え合う共生社会の実現のため、地域住民に対して障害者の日常生活及び社会生活への理解を深めるための研修・啓発事業や交流・体験事業、ボランティアの育成を行います。
- 生活の様々な機会障害にかかわらず、本来あるべき権利を侵害されることのないよう、成年後見制度の利用支援・虐待防止対策の推進などにより権利擁護に努め、安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

2 相談・地域生活支援体制を構築する

- 障害者にとって必要な情報の提供や権利擁護のための、相談体制の充実を図ります。
- 障害者基本法に規定する「障害者計画」、障害者総合支援法に規定する「障害福祉計画」及び児童福祉法に規定する「障害児福祉計画」を策定し、各計画に基づいた障害福祉施策を推進します。



第4節 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進

□ 現状と課題

わが国では、医療の進歩や生活水準の向上などにより平均寿命は急速に伸び、世界における長寿国となりました。

しかし、近年では、少子高齢化の進展、人口減少の加速化など生活や社会環境が大きく変化し、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病をはじめとする生活習慣病や認知症、寝たきりを含めた要支援・要介護者の増加など、今後も深刻な社会的問題が進行していくと予測されています。地方自治体においては、市民が健康で自立した生活を送れる期間である「健康寿命」を延ばすことと、地域の実情に応じて、市民に対して常に安定した医療が提供できる体制を構築する必要があります。

本市の死亡原因は、がんや心疾患を含む生活習慣病が6割を占め、人口10万対死亡率では全国、宮城県を上回っています。東日本大震災以降に低下した本市国民健康保険特定健康診査受診率は上昇傾向ではあるものの、平成30年度においては、41.3%と宮城県平均の43.8%より低い状況にあります。健診結果においては肥満やメタボリックシンドローム該当者が全国、宮城県よりも高く、生活習慣病予防が課題となっています。

また、東日本大震災後の被災者を取り巻く新たな環境の変化でストレスを抱えている市民が多くなってきており、復興公営住宅などへの入居後、体調面や不眠、抑うつ状態が悪化している傾向にあります。本市の自殺死亡率は平成25年度をピークに全国や宮城県より高い水準で推移していることから、保健、医療、福祉、教育、就業などを所掌する部署が連携し、全庁的な自死対策が必要となっています。

このような現状を市民が理解し、健康で長生きするための意識を高めることが必要であり、自分に合った正しい生活習慣の習得や、病気の予防・早期発見のための予防接種や定期健（検）診の受診など、普段から健康づくりに対する意識の向上を図る必要があります。

また、地域医療を取り巻く環境は、医師不足など厳しい状況が続いており、今後も人口減少や少子高齢化の進展に伴い、医療需要が大きく変化することが見込まれます。

特に、本市においては、東日本大震災により石巻市立病院、夜間急患センター、雄勝診療所、寄磯診療所の新築などハード面での大きな変化や、半島沿岸部から内陸部への人口移動による市域内での人口構成の変化など、東日本大震災前と比較すると大きく変化しています。

こうした社会情勢の変化のほか、住民の医療ニーズの変化や休日・夜間の医療体制などの救急時における医療ニーズなどにも対応可能な地域医療体制を構築する必要があります。

□ 施策の体系

第4節 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進

1 健康づくりを推進する

2 地域医療体制を充実させる

□ 数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
健康寿命(単年)	健康推進課	歳	男性 78.96 女性 84.22	男性 79.76 女性 84.23

健康づくりや地域医療体制を充実させることにより、健康寿命(日常的・継続的な医療・介護に依存せずに自分の心身で生命を維持し、自立した生活ができる期間)の増進を図る。

□ 重要業績評価指標(KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
4-1	各種がん検診受診率 (単年)	健康推進課	%	15.1	17.3
4-2	休日当番医実日数 (単年)	健康推進課	日	78.0	76.0

4-1 市で行なっている各種がん検診の受講率を増加させる。

4-2 休日当番医を実施し地域医療体制を充実させる。

□ 市民ができること

定期的な検診や適度な運動を習慣化し、健康に対する関心を高めます。また、ストレスを溜めな
いよう、普段から家族や友人に相談できる関係づくりに努めます。

1 健康づくりを推進する

- 健（検）診を受けることで、市民自らの健康状態を確認し、自身の生活習慣の振り返りや改善ができるように支援します。
- 健（検）診結果に基づき、個人の生活状況に合わせた支援をすることで生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組みます。
- ライフステージごとの健康づくりを通じて、健康寿命の延伸に努めます。
- 自分自身のストレスを把握・対処できるようにするとともに、気軽に相談できる機会を増やします。
- 相談できる場を市民に広く周知します。
- 感染症の拡大防止を図るため、各種定期予防接種を実施します。

2 地域医療体制を充実させる

- 救急時の初期医療体制を確立し、救急患者搬送機関及び病院群輪番制病院との円滑な連携のもと、入院治療を必要とする重症患者の医療の確保を図ります。
- 各医療機関と連携を図りながら、プライマリ・ケアなど、石巻圏域での安心できる医療提供体制の構築に努めます。
- 離島や半島沿岸部に居住する住民の健康保持のため、医療提供体制の確保に努めます。
- 石巻圏域における「切れ目のない医療提供体制」を構築・維持するため、診療・治療に必要な医療機器などを計画的に整備・更新します。

関連するSDGs



第5節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現

□ 現状と課題

本市では、東日本大震災により半島沿岸部から内陸部への人口移動が生じ、移動先での新たなコミュニティ形成やひとり暮らし高齢者などの孤立など様々な課題が発生しています。

こうしたことから、今後の地域社会においては、人と人とのつながりを深め、地域で助け合う体制づくりを進めることが重要であり、地域のコミュニティを基盤とした包括的な支援が求められます。

このような地域で支え合う地域共生社会の実現を目指すためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の考えに基づき、地域住民同士の顔の見える関係づくりと地域で支え合う市民意識の醸成を図ることが大切です。

また、高齢化の進展に伴い、高齢者が自立した健康な生活を送るためにも、在宅医療への理解、医療や介護サービスの提供者同士の情報交換、高齢者の社会参加や積極的な健康づくりの推進、地域の見守りサービスなど、関係機関の枠を飛び越え、連携が可能な体制を構築しなければなりません。

特に、近年においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活不安やストレスを抱えた家族からの虐待などにつながるリスクが高まり、家庭生活などにおける複合化・複雑化した悩みや困りごとの相談が多くなっていますが、様々な課題の解決には、多職種連携を強めるとともに、包括的かつ適切に対応することが必要です。

今後も、年齢や性別、国籍や障害の有無にかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、地域共生社会の実現に向け地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

施策の体系

第5節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現

- 1 地域での孤立防止を推進する
- 2 地域で支える活動と在宅医療・介護の連携を推進する
- 3 各種相談事業を充実させる
- 4 各種虐待防止・DV 被害者支援を強化する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
地域で支えあいが行なわれていると感じる人の割合(単年)	福祉総務課	%	51.1	60.0

地域共生社会の構築を目指す施策を推進し、「地域で支えあいが行なわれていると感じる」市民の増加を図る。

重要業績評価指標 (KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
5-1	地域互助活動実施団体件数(単年)	包括ケア推進室	件	11	28
5-2	就学金返還支援事業助成開始3年後の定住及び就業率(単年)	包括ケア推進室	%	77.8	84.0
5-3	弁護士による無料相談実施回数(累積)	市民相談センター	回	24	120
5-4	虐待防止啓発活動実施回数(累積)	虐待防止センター	件	10	50

5-1 地域互助活動(高齢者・障害者・子ども・生活困窮者を対象とした日常生活上の助け合い)が行なわれている団体数の増加を図る。

5-2 就学支援金返還支援事業(市内に居住し、市内の事業所に勤務する医療、介護、助産師、保育士等の奨学金返還者を助成する制度)を推進し、地元の福祉人材の向上を図る。

5-3 弁護士による無料相談事業を実施し市民の法律相談体制を充実させる。

5-4 虐待防止に係る啓発活動を実施し、市民への意識啓発を図る。

□ 市民ができること

家庭内や地域の中で、虐待などを防止できるよう地域での見守りなどの活動に努めます。
また、地域間交流を進め、地域活動の良い点などを学びながら、より良い地域づくりに努め、世代を問わず交流ができる機会を作ります。

□ 施策の展開

1 地域の孤立防止を推進する

- 民生委員・児童委員の活動の推進や石巻市社会福祉協議会との連携により、社会福祉の向上を図ります。
- 地域住民を含む多様な主体が地域課題を把握し解決できる環境の整備を行い、地域住民のつながりや共に支え合う地域づくりを推進します。
- 大規模災害発生時において、ボランティアによる支援活動を実施する社会福祉協議会と連携し、被災住民の支援に努めます。
- 避難行動要支援者の安否確認や避難支援を円滑に行うため、要支援者の登録や関係機関における情報共有、地域における支援体制づくりを推進します。
- 復興公営住宅などにおける見守り・相談・生活支援の推進により、市民の生活を支援します。
- 生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援します。また、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じる相談窓口を設置し、抱えている課題を踏まえた支援を推進します。

2 地域で支える活動と在宅医療・介護の連携を推進する

- 高齢者のほか、障がい児・者を対象とした共生型の通所サービスを提供し、保健・福祉を必要とする人たちの居場所の確保と見守りなどを行いながら、利用者の生活の質の向上、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ります。
- 身近な店舗の閉鎖などにより買物弱者が多数存在する離島部において買物支援対策に取り組めます。
- 地域包括ケアの推進に必要な医療・福祉・介護の専門職の人材確保や在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。

3 各種相談事業を充実させる

- 母子相談及び家庭児童相談並びに市民生活全般にわたる相談などの複雑多様な相談窓口を一元化し、適切な支援につなげます。
- 専門的事案の支援として、弁護士による定期的な無料法律相談を実施します。
- 複合的な生活課題に対応する福祉まるごと相談窓口の充実を図ります。

4 各種虐待防止・DV 被害者支援を強化する

- 児童虐待の防止や早期発見に向け、住民を対象にした講演会などの啓発活動を積極的に行い、児童虐待に対する意識の向上を図ります。
- 高齢者・障害者虐待や DV の相談及び対応窓口として、各種事業を総合的に実施し、各種虐待及び DV の未然防止や早期発見及び事案の深刻化防止を推進します。
- 常時介護を必要とする高齢者が虐待などにより介護サービスを受けられないなどの場合、介護施設への入所支援などの対応に取り組みます。